

くらしの情報ページ

さつま町役場 ☎0996-53-1111

町民課 町民係 内線2123

■人権相談所の開設について

人権相談所を開設します。婚姻や相続、いじめなど人権に関して相談が行えます。人権問題、扶養問題、相続登記問題、交通事故などで困っておられる方はお気軽にご相談ください。相談員は法務局川内支局職員及び町の人権擁護委員です。相談は無料で秘密は固く守られます。

日時 9月12日(水)
午前10時から午後3時まで
場所 鶴田中央公民館

■学生納付特例制度

～後悔しないために、今が大切なんだ！～

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられますが、学生については申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

本人の所得が一定以下の学生が対象となり、家族の所得は問いません。

学生とは、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校及び一部の海外大学の日本分校に在学する方です。夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

申請方法

役場の国民年金担当窓口で申請してください。

申請書は、社会保険事務所または役場の国民年金窓口へ備え付けてあります。社会保険庁のホームページからもプリントアウトできます。

申請には、次の書類が必要です。

1. 印鑑
2. 年金手帳(基礎年金番号が分かるもの)
3. 学生等であることを証明する書類(在学証明書の原本、学生証等の写し)

課税所得がある方であって、1月1日時点の住所と申請時点での住所が住所変更により異なる場合は、現在の住民票を登録している市区町村で前年の所得を証明することができないため、前住所地の市区町村から前年の所得証明書の交付を受けて申請書に添付することとなります。

学生納付特例の申請は毎年必要です。学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に生じた不

慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。問い合わせ先

川内社会保険事務所 ☎22-5276

税務課 資産税係 内線2115・2116

■今月の納税

固定資産税 第3期

【納期限 10月1日】

納税は便利で確実な口座振替制度をご利用ください。

税務課 収納第1係・第2係 内線2113・2114

■滞納処分について

町税を滞納された場合、納期内に納められた方との公平性を保つため、本来の税額のほかに延滞金を納付していただくだけでなく、「滞納処分」を行うことがあります。ここでは、滞納処分について、Aさんを例に用いて説明します。

(1)納税通知書、督促状の送付

まず、さつま町から納税通知書がAさんに送付され、納期限までに納付をしていただきます。納期限までに納付が確認できない場合は、督促状を送付します。

(2)催告書等による納付督促

督促状を送付しても納付がない場合は、催告書を送付したり、Aさん宅に電話・訪問を行ったりして納付を督促します。

(3)財産調査と差押え

それでも納付がない場合は、税負担の公平性を保ち、町の租税債権を保全するために滞納処分を行います。具体的には、Aさんの所有する財産を差し押さえることとなります。

差 押 対 象 財 産
不動産、預貯金、給与、生命保険、電話加入権、各種債権、その他

財産調査の結果により差押財産を決定します。差し押さえを行った場合、Aさんの利害関係者(金融機関、不動産の抵当権者等)に「差押通知書」が送付されます。

不動産を差し押さえられると.....

- ・不動産の登記簿上に「差押え」の登記がされます。
- ・登記簿上の権利者等に「差押通知書」を送付し、財産を差し押さえたことを通知します。